

平成22年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	9.教育費	事業名	8.旧堀田邸保存整備費				
項	5.社会教育費	細事業名					
目	2.文化財保護費	担当課・係	文化課	(執行課: 文化課)			

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	2,625	要求									2,625
決定額			決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策	英知を伝え、心豊かに明日を育むまちづくり/個性ある文化を創造し、継承するまちづくり/旧堀田邸、武家屋敷、佐倉順天堂記念館等の文化財施設を管理運営します。							
	〔旧堀田邸の整備に関する業務〕	施策体系コード	03-05-02-10-05			事業番号	54-1			
	旧堀田邸は、最後の佐倉藩主堀田正倫が維新後東京から佐倉に移り住んだ明治23年竣工の邸宅で、庭園を伴う明治期の上級和風邸宅として全国的にも貴重な建造物です。この旧堀田邸を後世に残すため、当時の姿を再現するなどの保存整備を実施します。	総事業費	14,925千円				事業期間	平成18年度～平成22年度		
		年度別事業費	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
			0	475	1,107	8,618	4,725			

(事業実施に関する根拠法令)
 文化財保護法
 千葉県文化財保護条例、佐倉市文化財保護条例

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 経年劣化が進んでいる座敷棟の襖等の修繕を実施する。 茅門の茅葺屋根の葺き替えを実施する。	(事業の目的) 旧堀田邸を保存し、公開するための整備。	(事業の効果) 平成18年7月に国の重要文化財に指定されたため、適正な維持管理により公開施設としての価値を更に高める。
(事業実施上の問題点) 茅門葺き替え工事は、公開と並行した施工となるため、見学者の安全確保が必要である。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項) 建物は国の重要文化財に、庭園は千葉県の名勝に指定されているため、工事に先立ち文化庁・千葉県教育庁との間で現状変更等の協議が必要である。